

労務 ROAD

■障害者の法定雇用率引上げなどの改正について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げなど、重要な改正についてお知らせいたします。

1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、**令和7年4月1日**から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業・警備業	15%
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業・小学校	45%
・幼稚園・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

●除外率とは・・・

一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度が設けられています。(この除外率制度は廃止とされていますが、当面の間、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされています。)

3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

4 障害者雇用のための事業主支援が強化(助成金の新設・拡充)されます。(令和6年4月以降)

※詳細は決まり次第、発表される予定です。

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充(障害者介助助成金や職場適応援助者助成金等)

【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク】

弊所でも障害者雇用に関するご相談を承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

～労務 ROAD の FAX がご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

FAX 不要 (☑️チェックをお願い致します。)

社名： _____ FAX 番号： _____

VOL.845
(2303-4)



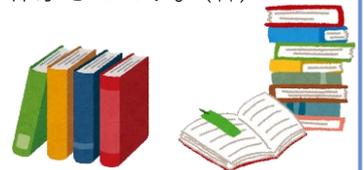
〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：平原・駒尺・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

好きな作家さんは誰かと聞かれると、必ず村上龍さんと答えます。
小説からエッセイまで読み漁った時期があり、特に80年代のエッセイでは100回以上読んだものもあります。あきらめの悪さを学びました。闘う勇気をくれる作家さんです。(森)



3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月、4月の従業員家族の異動確認(就職など)